陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書
（買受申出人（**個人**）本人用）

大阪地方裁判所執行官　殿

事件番号	□平成 □令和　年（　）第　号	物件番号	

陳述

私は、暴力団員等ではありません。

私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。

□ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書９参照）
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

（陳述書作成日）令和　年　月　日

買受申出人（個人）	本人	住所	〒　－
		（フリガナ）	
		氏名	㊞
		性別	□男性　□女性
		生年月日	□昭和 □平成 □西暦　年　月　日

注　意

1　陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
2　事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
3　本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合（未成年者の親権者など）は、買受申出人（個人）法定代理人用の用紙を用いてください。
4　共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
5　「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者」を指します。
6　陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（住民票等）を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
7　氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
8　**買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。**
9　自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
10　**提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。**
11　**虚偽の陳述をした場合には、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。**

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書
（買受申出人（**法人**）代表者用）

大阪地方裁判所執行官　殿

事件番号	□平成 □令和　年（　）第　号	物件番号	

陳述

当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。

□ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書９参照）
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

（陳述書作成日）令和　年　月　日

買受申出人（法人）	代表者	法人の所在地	〒　－
		法人の名称	
		代表者氏名	㊞
		役員	別紙「買受申出人（法人）の役員に関する事項」のとおり

注　意

1　陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
2　事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
3　本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
4　共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
5　「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者」を指します。
6　陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
7　所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
8　**買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。**
9　自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
10　**提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。**
11　**虚偽の陳述をした場合には、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。**

（別紙）
※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人（法人）の役員に関する事項

1 □代表者	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□男性　□女性
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦　年　月　日
2	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□男性　□女性
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦　年　月　日
3	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□男性　□女性
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦　年　月　日
4	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□男性　□女性
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦　年　月　日

注　意

1　買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
2　役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
3　役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
4　役員が５人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
5　**提出後の本書面の訂正や追完はできません。**

令和　８年（ケ）第　　２２６号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１９日
大阪地方裁判所第１４民事部
裁判所書記官　山　田　真　寛

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　８日　午前　９時００分から 令和　８年１２月１５日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２１日　午前　９時３０分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎３階開札場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　８日　午前１０時００分 大阪地方裁判所第１４民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによります。 （１）当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り，買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため，令和　８年１１月１９日午前９時から入札期間最終日午後４時３０分まで物件明細書，現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎３階物件明細閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	6,850,000 5,480,000		1,370,000	65,691	14,076
備考					

令和　8年（ケ）第　　２２６号

物　件　目　録

１　所　　在　　枚方市藤阪元町二丁目

　　地　　番　　１４６６番１２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１００．１２平方メートル

令和　8年（ケ）第　　226号

物　件　明　細　書

令和　8年10月21日
大阪地方裁判所第14民事部
裁判所書記官　山　田　真　寛

1　不動産の表示
【物件番号1】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号1】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号1】
本件土地上に現存しない建物（家屋番号1466番12）の登記が存在する。

《注　　意　　書》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ケ）第　　226号

物　件　目　録

1　所　　在　　枚方市藤阪元町二丁目

　　地　　番　　1466番12

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　100．12平方メートル

令和　8年(ケ)第　226号
令和　8年　7月　8日受理
令和　8年　8月　7日提出

現況調査報告書

大阪地方裁判所
執行官　森　川　英　則

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第　　226号

物　件　目　録

1　所　　在　　枚方市藤阪元町二丁目

　　地　　番　　1466番12

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　100．12平方メートル

（土地用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	枚方市藤阪元町二丁目５４番１１号付近
土地	物件１
現況地目	■宅地　（物件１　）　□公衆用道路（物件　　）　□農地（物件　　） □雑種地（物件　　）　□山林　　（物件　　）　□
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地概略図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 □上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している □上記の者が駐車場として使用し、占有している ■上記の者が更地の状態で占有している。 □ □「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　　地方裁判所　　支部　　年（　）第　　号 ［保管開始日　　年　　月　　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（２枚目）

その他の事項

1　目的土地の現況について

⑴　目的土地について地積測量図を参考に適宜概則したところ、形状は、概ね地積測量図のとおりであり、公簿面積とほぼ一致するものと思われるが、正確には専門家による測量を要する。

⑵　目的土地は、丘陵地に造成されており起伏及び坂道が多い地域に存在する。

⑶　目的土地は、建物や動産類が全くない更地の状態である。

⑷　目的土地の北西側の隣地（地番１４６６番３）は、三方向がコンクリート塀で囲まれたごみ置場（枚方市所有・管理は枚方市環境部）となっている。

なお、ごみ置場を囲むコンクリート塀は、目的土地及びごみ置場土地に跨っている可能性があり、またコンクリート塀につき枚方市は市の所有物ではないと述べていることから、目的土地上に建物を建築するにあたっては枚方市の担当窓口と協議を要する。

⑸　目的土地は、建築基準法上の道路に接面している。

⑹　目的土地内の南側には擁壁が設置され、その擁壁により目的土地は南側隣地より約３．０メートル高い。

⑺　目的土地の東側隣地との境界付近にブロック塀とフェンスが設置されている。

2　目的土地上の目的外建物登記の有無について

現況では更地である目的土地上に、次の建物登記が存在する（令和８年７月１０日時点の登記記録全部事項証明書）。

所　　在　　枚方市藤阪元町二丁目　１４６６番地１２
家屋番号　　１４６６番１２
種　　類　　居宅
構　　造　　木造スレート葺２階建
床 面 積　　１階　５２．６７㎡
　　２階　４９．９５㎡
権 利 者　　本件土地所有者

3　本職は、所有者宛の照会書等を本店所在地に郵送したが、所有者からの回答及び連絡はなかった。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■枚方市役所 環境部事業課職員	1　目的土地の北西側の土地（地番１４６６番３、以下「１４６６番３の土地」という。）は、枚方市の所有で枚方市環境部が管理しています。 2　１４６６番３の土地は、近隣住宅のごみ置場として使用しています。 3　１４６６番３の土地には、三方向にコンクリート壁がありますが、コンクリート壁は目的土地に以前建っていた建物の一部だと思います。目的土地上に以前存在していた建物を取り壊す際に、ごみ置場のためにコンクリート壁部分だけは取り壊さずに残してくれたのだと思います。そのため、コンクリート塀は枚方市の所有物ではありません。 4　枚方市としても建物を取り壊す際、壁も撤去してほしかったのですがそのままになっています。 5　目的土地上に建物を建築する際には、枚方市環境部に連絡をしていただきたい。 以　上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査の経過用）

調　査　の　経　過

調　査　の　日　時	調　査　の　場　所　等	調　査　の　方　法　等
令和8年7月9日	執行官室	所有者に照会（郵送）
令和8年7月10日 15:10 － 15:20	中之島図書館	物件確認
令和8年7月10日 15:30 － 15:35	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和8年7月13日 13:30 － 13:45	物件所在地	物件及び占有確認
令和8年7月13日 16:20 － 16:30	枚方市役所	道路・課税関係調査
令和8年7月22日 10:40 － 11:05	物件所在地	立入調査（評価人帯同）
令和8年8月3日 16:55 － 17:05	枚方市役所（環境部）	目的外土地（ごみ置場）について聴取

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

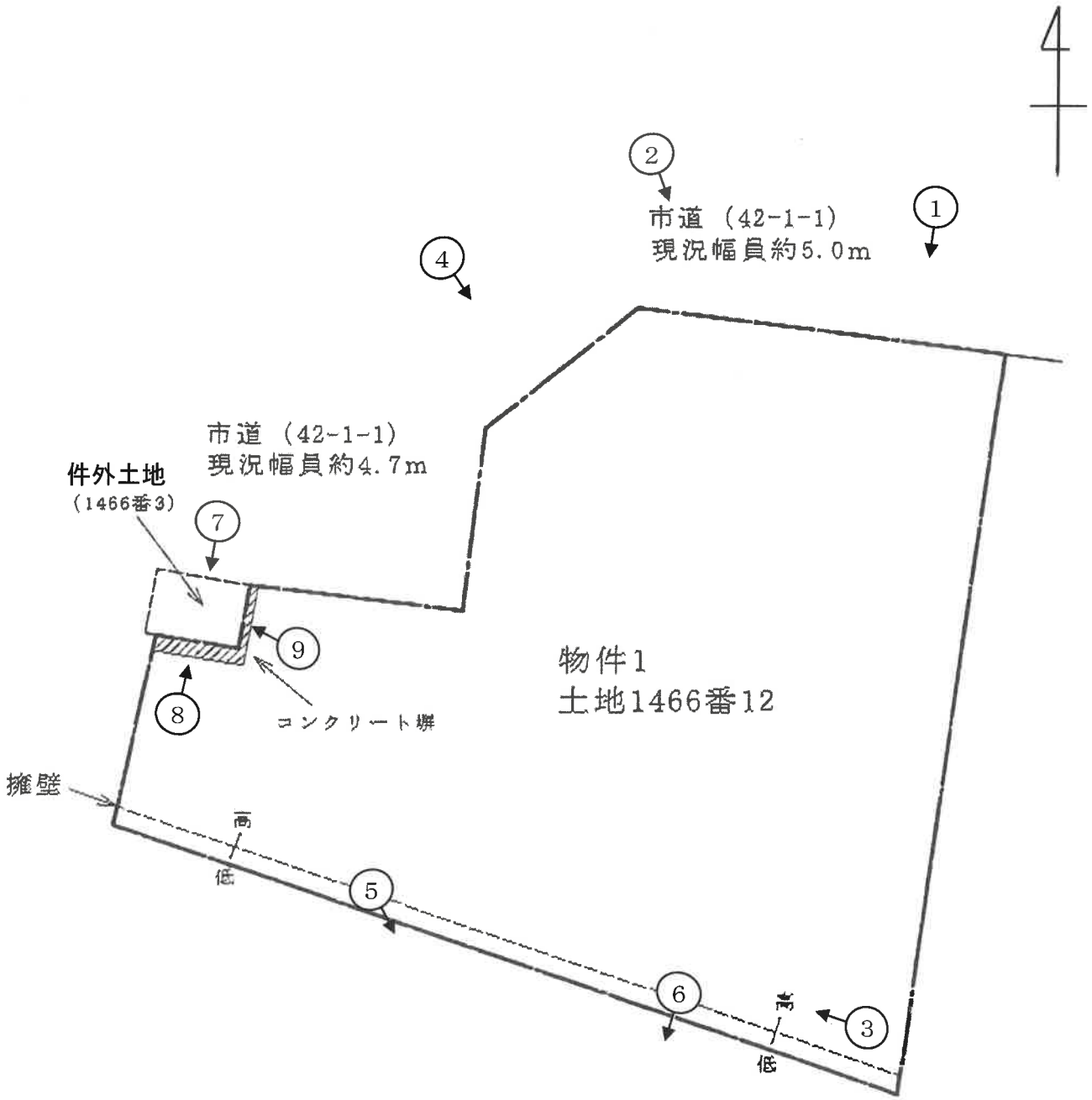
□　令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて目的建物内に立ち入った。

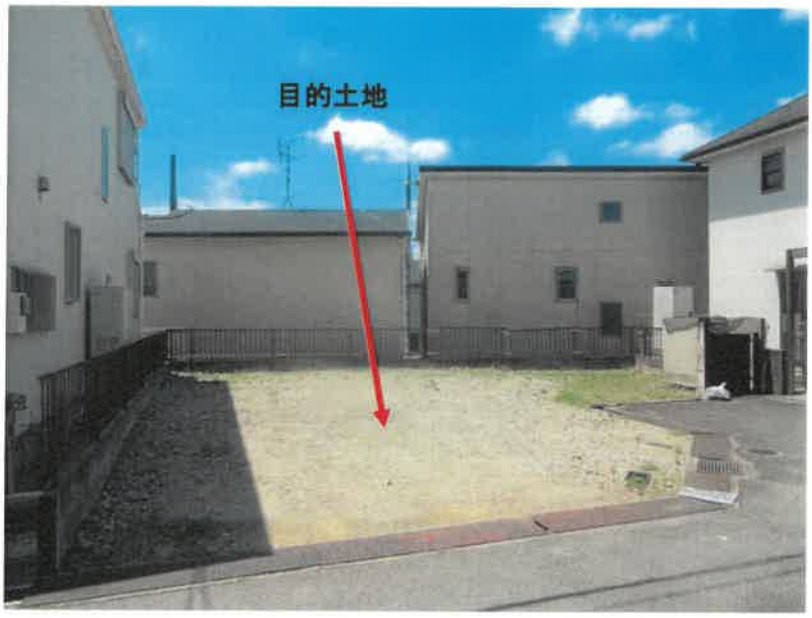
□　令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和8年(ケ)第226号

土地・建物位置関係図(概略図)





1



2



3



4



5

南側隣地と高低差
約3．0m

擁壁



6

南側隣地と高低差
約3．0m



7

1466番3
ごみ置場
（件外土地）



8

1466番3
ごみ置場
（件外土地）



9

ごみ置場のコンクリート壁上に境界鋲

令和 8年（ケ）第226号
令和 8年 7月22日　現地調査
令和 8年 8月 7日　評　　価

大阪地方裁判所　第14民事部　御中

評　　価　　書

（ 土 地 ）

評価人　不動産鑑定士
小 笠 裕 也

第１　評 価 額

一　括　価　格
金　6,850,000 円

第２　評 価 の 条 件

１　本件評価は，民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって，求めるべき評価額は，一般の取引市場において形成される価格ではなく，一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること，買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと，引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること，目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

２　評価は，目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり，調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は，原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は，民事執行法５８条４項に定める場合を除いて，公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については，ほぼ登記記載と同じ

番号	所　在　等	登　記	現　況
1	所在 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	下記特記事項記載のとおり

番号	特　記　事　項
1	(1)　物件目録及び地積測量図並びに現地概測数量は概ね一致した。 ただし，現地境界を示す鋲，プレート等が確認できない箇所，高低差が生じており計測できなかった箇所もあり，詳細については専門家による調査，測量等を要する。 (2)　目的土地上には建物はなく，現状は更地であることを確認したが，以下の建物登記が残存している。 所在：枚方市藤阪元町二丁目 1466番地12 家屋番号：1466番12 種類：居宅 構造：木造スレート葺2階建 床面積：102.62㎡（1階52.67㎡　2階49.95㎡） (3)　目的土地の北西側隣接地（地番：1466番3，地目：雑種地，所有者：枚方市）との境界付近にコンクリート塀が存在する。なお，枚方市担当課への聴取によると，当該コンクリート塀は枚方市の所有物ではないとのことであり，建物建築等にあたっては，担当窓口との協議を要するものと思料される。 (4)　目的土地の東側隣接地との境界付近に外構ブロック塀とフェンスが設置されており，当該外構の中心部付近に境界プレートが確認された。

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等　（物件１）

位置・交通	JR片町線「藤阪」駅の北西方約1,000m（道路距離） （別添位置図 参照）	
付近の状況	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。今後，地域に特段の変動要因は無く，当面は現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60％
	容積率	200％
	防火規制	準防火地域
	その他規制	第2種高度地区，日影規制，宅地造成等工事規制区域，立地適正化計画「居住誘導区域」，景観計画区域「一般区域」，屋外広告物条例規制区域「許可区域」，埋蔵文化財包蔵地「藤阪遺跡」
画地条件	規模	100.12㎡
	形状	不整形地
	間口・奥行	間口約14.4m（接道部分），奥行約11.9m（東辺）
	高低差等	道路に対し概ね等高に接面している。 その他，下記特記事項記載のとおり。
接面道路の状況	北側	幅員約5.0m舗装市道（建築基準法第42条1項1号）
	西側	幅員約4.7m舗装市道（建築基準法第42条1項1号）
	接道状況	中間画地
土地の利用状況等	現況	更地
	隣地の状況	東：　住宅　　西：　住宅，道路 南：　住宅　　北：　道路
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	対象土地は形質変更時要届出区域等には該当せず，対象建物も法令上の有害物質使用特定施設の届出はない。平成5年に大規模開発により造成された土地で詳細は不明であるが，閉鎖登記簿等による確認では，造成以前は主として複数の個人間での所有権移転の記載が認められ，宅地造成経て，平成6年に戸建住宅が建築されている（現在は取り壊し済み）。また，昭和38年以降の過去の住宅地図による確認では，平成6年に建物が建築される以前は，建物の敷地として使用されていなかったものと推認される。過去及び現在の利用状況等からは土壌汚染の可能性は低いと判断されるが，土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには，土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。	
特記事項	(1) 南側土地に比べて目的土地は約3m程度高位に位置しており，敷地内には擁壁が設置されている。 (2) 西側一部が道路に接面するが，上記接道状況欄については中間画地と記載した。	

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ=（ア×イ×ウ×エ）
1	116,000	0.86	100.12	—	9,988,000

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

○地価公示　枚方-33

標準価格　時点修正　標準化補正　地域格差　標準画地価格

128,000 円／㎡ × 101.5/100 × 100/104 × 100/108 ≒ 116,000 円／㎡

◇ 時点修正 ： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 ：

接面・方位	規模	形状	高低差	行政	その他	相乗積
1.04 （南向き）	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.04

◇ 地域格差 ：

街路※1	接近※2	環境※3	行政	将来	その他	相乗積
1.01	1.02	1.05	1.00	1.00	1.00	1.08

※1：街路幅員等を考慮

※2：駅接近性を考慮

※3：周辺利用状況等を考慮

イ　個別格差 ：

接面・方位※1	規模	形状※2	高低差※3	行政	その他	相乗積
1.01	1.00	0.95	0.90	1.00	1.00	0.86

※1　方位（北・一部西向き）を考慮
※2　形状（不整形地）を考慮
※3　高低差・擁壁等を考慮

ウ　地積 ： 登記数量を採用した。

エ　建付減価 ： 目的土地上には建物が無いため減価なし

2　評価額の決定

前記により求めた価格に，必要に応じて，占有減価及び市場性修正を行い，かつ競売市場修正を施して，下記のとおり評価額を求めた。

物　件 番　号	基礎となる価格 (円) (1　オ) ア	占有減価 イ	市場性 修正 ウ	競売市場 修正 エ	評価額 (円) 万円未満四捨五入 オ＝ア×イ×ウ×エ
1	9,988,000	1.00	0.98	0.70	6,850,000

イ　占有減価

本件の場合不要。

ウ　市場性修正率

地上コンクリート塀の存在，建物登記残存等を総合的に勘案のうえ，市場性修正率を上記のとおり判断した。

エ　競売市場修正率

第２の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

第６ 参考価格資料

１ 地価公示標準地 〔 枚方-33 〕

所在	大阪府枚方市藤阪元町3丁目1618番27「藤阪元町3-24-6」
価格	128,000 円/㎡
位置	JR片町線 藤阪駅の北方 約800m（道路距離）
価格時点	令和8年1月1日
地積	118 ㎡
供給処理施設	ガス，水道，下水
接面街路	南側 幅員約5.7m市道 中間画地
用途指定等	第1種中高層住居専用地域（建ぺい率60%・容積率200%） 準防火地域，第2種高度地区
地域の概要	中小規模住宅が多い区画整然とした住宅地域

２ 固定資産税評価額（令和８年度）

物件 1	6,904,976 円

第７ 附属資料

１ 受命物件の位置図

２ 公図（写）

３ 地積測量図（写）

４ 参考建物図面・各階平面図（写）

５ 土地概略図

以 上

令和　8年（ケ）第　　226号

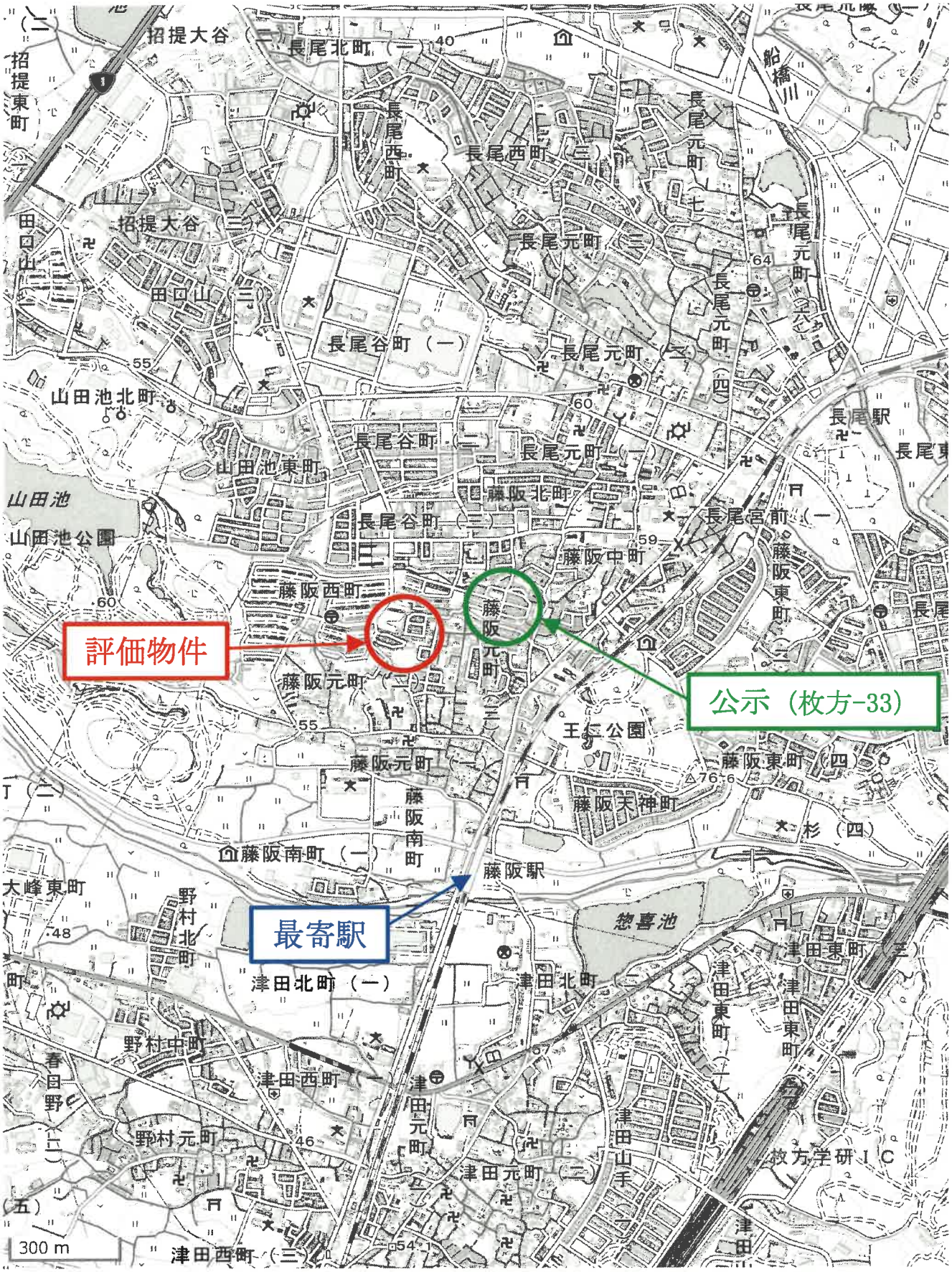
物　件　目　録

1　所　　在　　枚方市藤阪元町二丁目

　　地　　番　　1466番12

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　100．12平方メートル



位　置　図



請求部分	所在	枚方市藤阪元町二丁目				地番	1466番12		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	Ⅵ	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	法務局作成地図
作成年月日	平成27年2月			備付年月日(原図)	平成27年4月15日	補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局枚方出張所管轄)
令和8年5月28日
大阪法務局北大阪支局
登記官

[redacted]

請求番号：20-1
(1/1)

公図（写）

A4版に縮小

登記年月日：平成27年4月15日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（大阪法務局枚方出張所管轄）
令和8年5月28日　大阪法務局北大阪支局
登記官

A4版に縮小

地積測量図

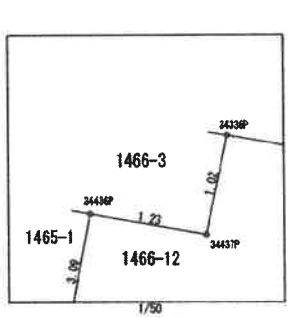
地番	1466-12
土地の所在	大阪府枚方市藤阪元町二丁目

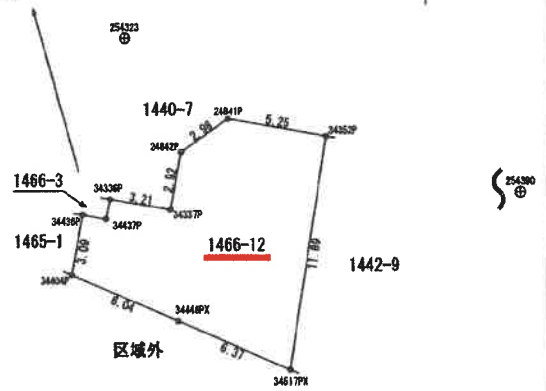
座標求積表

地番	1466-12				
No.	種別	Xn	Yn	辺長	No - No
34404P	金属標	-130848.180	-27377.514	6.04	34446PX - 34404P
34446PX	金属標	-130850.500	-27371.934	6.37	34517PX - 34446PX
34517PX	金属標	-130852.949	-27366.047	11.89	34352P - 34517PX
34352P	金属標	-130841.224	-27364.038	5.25	24841P - 34352P
24841P	金属標	-130840.353	-27369.221	2.98	24842P - 24841P
24842P	金属標	-130842.023	-27371.700	2.92	34337P - 24842P
34337P	金属標	-130844.890	-27372.298	3.21	34336P - 34337P
34336P	金属標	-130844.353	-27375.465	1.02	34437P - 34336P
34437P	金属標	-130845.351	-27375.688	1.23	34436P - 34437P
34436P	金属標	-130845.141	-27376.909	3.09	34404P - 34436P
	倍積	200.248041		面積	100.1240205
				地積	100.12 ㎡

既知点の名称及び座標値

測点	種別	X座標	Y座標
254322	4級基準点・鋲	-130805.575	-27364.129
254323	4級基準点・鋲	-130836.271	-27374.639
254390	4級基準点・鋲	-130847.288	-27325.700





世界測地系　VI系　縮尺係数　0.999909　測量年月日　平成27年1月16日

作成者	[redacted]	27年　2月　16日作成）	計画機関	[redacted]	縮尺	1/250

[redacted]

地積測量図（写）

請求番号：20-2

登記年月日：平成7年7月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（大阪法務局枚方出張所管轄）
令和8年5月28日　大阪法務局北大阪支局
登記官

各階平面図

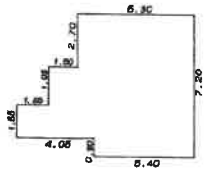
[redacted]

家屋番号	1466番12
建物の所在	枚方市藤阪元町2丁目1466番地12

建物図面
~~各階平面図~~ (52)

7. 7. 28

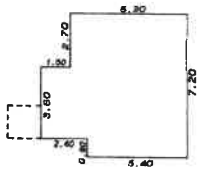
1階



1階
面積計算表

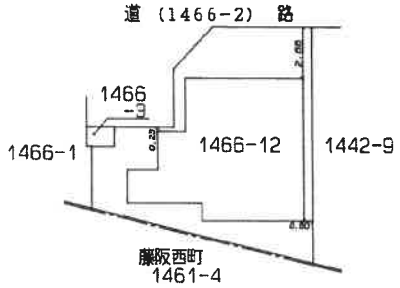
1.65	x	1.65	=	2.7225
1.50	x	3.60	=	5.4000
0.90	x	6.30	=	5.6700
5.40	x	7.20	=	38.8800
				52.6725
			床面積	52.67 ㎡

2階



2階
面積計算表

1.50	x	3.60	=	5.4000
0.90	x	6.30	=	5.6700
5.40	x	7.20	=	38.8800
				49.9500
			床面積	49.95 ㎡



[redacted]

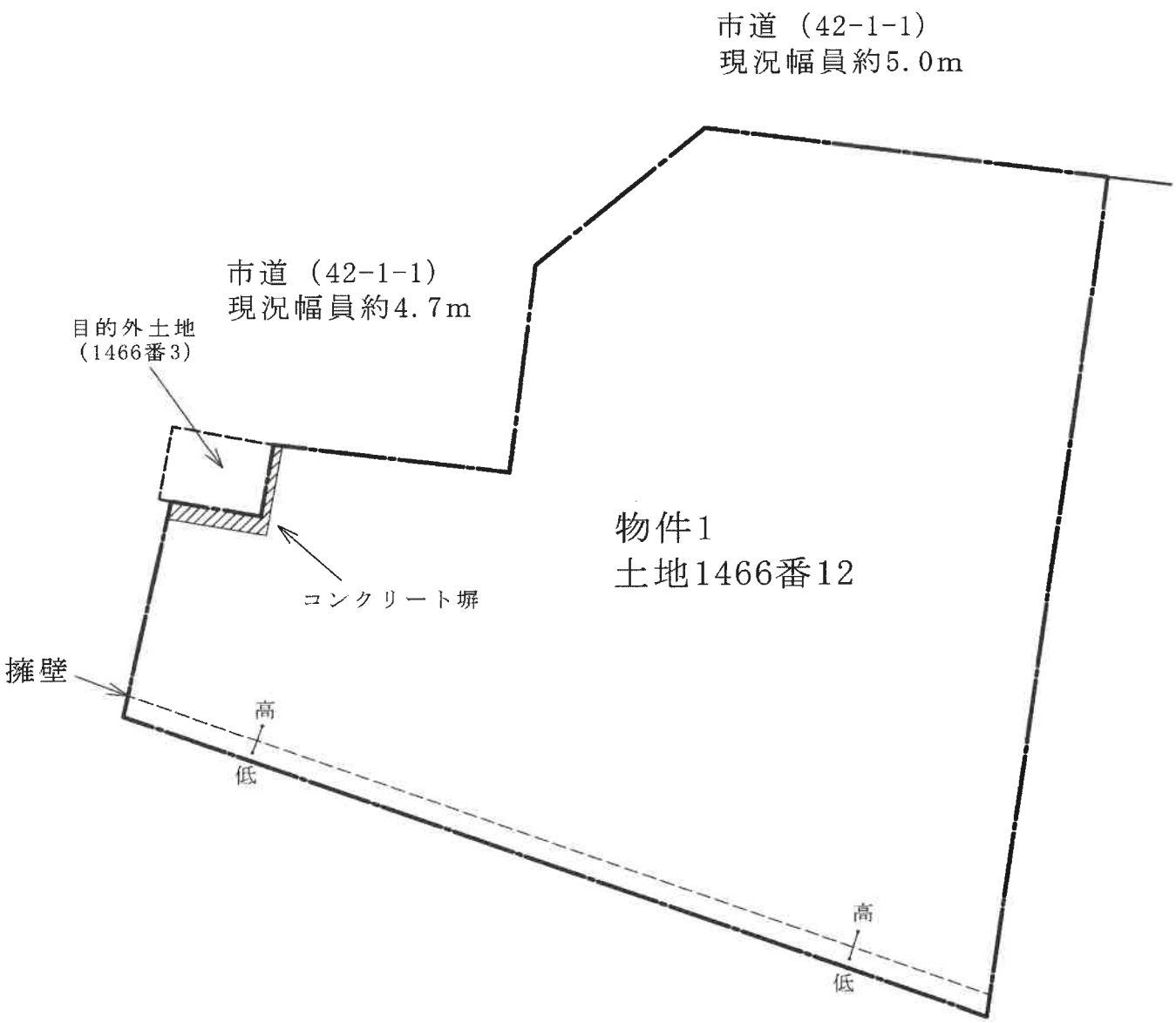
作製者 [redacted] 7月28日作製)　縮尺 1/250

申請人 [redacted] 1/3 2/3　縮尺 1/250

請求番号：20-3

A4版に縮小

参考建物図面（写）　登記残存


市道（42-1-1）
現況幅員約5.0m
市道（42-1-1）
現況幅員約4.7m
目的外土地
（1466番3）
物件1
土地1466番12
コンクリート塀
擁壁
高
低
高
低
N

土地概略図